

2015ケアマネジャー受験対策講座テキスト 好評販売中！ (定価 1,500 円・送料別途)

介護新聞に受験対策講座を連載中の奥田講師が作成したオリジナルテキストは、過去問6年間で完全掲載し、解説を連動させているので、これだけ読んでも大丈夫！

第6節 利用者負担

テキスト見本

(1) 原則は定率1割負担

- ・利用者負担は、サービス費用の1割の定率である。居宅介護支援費・介護予防支援費は全額保険給付である。
- ・2014年改正により、所得が一定以上（合計所得金額が160万円以上・単身で年金収入のみの場合、280万円以上）の第1号被保険者の利用者の負担については、2割負担に引き上げることとされた。市町村から利用者負担が1割か2割かを示す「介護保険負担割合証」が交付される。

<施設等の利用者負担一覧>

サービス別	介護サービス利用料	居住費	食費	その他
施設サービス (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む)	1～2割負担	室料+光熱水費 ※低所得者への補足給付あり	全額負担 ※低所得者への補足給付あり	日用品費 各々の施設で定める実費分 オムツは給付
短期入所サービス	1～2割負担	滞在費 ※低所得者への補足給付あり	全額負担 ※低所得者への補足給付あり	// オムツは給付
通所サービス	1～2割負担	—	全額負担	// オムツは負担
特定施設 グループホーム	1～2割負担	家賃+光熱水費+管理費など	全額負担	// オムツは負担

解説に連動して過去問でおさらい

- 13問題5 介護保険制度における利用者の負担について正しいものはどれか。2つ選べ。
- 1 震災で住宅等の財産が著しく損害を受けたときは、市町村は、1割の定率負担を免除することができる。
 - 2 高額介護サービス費の支給要件は、所得に応じて条例で定められる。
 - 3 短期入所サービスにおけるおむつ代は、利用者が全額負担する。
 - 4 生活保護の被保護者である第1号被保険者には、高額介護サービス費の適用がない。
 - 5 施設サービスにおける食費は、利用者が負担する。

受験対策講座テキストのお申し込みは

【申込方法】 この申込用紙でFAX、又は必要事項（送付先・冊数など）を記載してメールで申込。

【申込先】 北海道介護支援専門員協会（〒001-0010 札幌市北区北10西4 SCビル2F）

E-mail : aradin@do-kaigoshien.jp TEL : 011-746-1050 FAX : 011-746-1057

【支払方法】 お申し込みと合わせ、以下にお振込ください。振り込みを確認後、発送します。

名義：一般社団法人北海道介護支援専門員協会 ①郵便局 口座記号・番号 02760-8-101678

②北洋銀行北7条支店 普通 4029225

*恐れ入りますが、振り込み手数料はご負担願います。郵便局に口座があれば郵貯口座間の振込手数料は無料です。

【送料】 1～3冊 200円。4～6冊 400円。7冊以上は当方で負担します。

なお、北海道介護支援専門員協会の会員事業所の職員への送付は当方で負担します。

受験対策講座テキスト申込書（切り取らないでこのままFAXしてください）送付先 011-746-1057

○氏名： _____ ○北海道介護支援専門員協会(どちらかに○) ・会員 ・非会員

○連絡先メール(または電話)： _____

○送付先住所： _____

冊数

冊